

大 津 市 情 報 公 開 ・ 個 人 情 報 保 護 審 査 会 答 申

(答 申 第 8 6 号)

令和5年12月19日

大津市情報公開・個人情報保護審査会

答 申

第1 審査会の結論

大津市長（以下「実施機関」という。）が行った保有個人情報利用不停止決定（以下「本件処分」という。）は妥当である。

第2 審査請求の経過

1 保有個人情報利用停止請求

令和5年2月3日、審査請求人は、大津市個人情報保護条例（令和4年条例第43号による廃止前のもの。以下「条例」という。）第40条第1項の規定に基づき、実施機関に対して次の保有個人情報（以下「本件保有個人情報」という。）の消去を求める保有個人情報利用停止請求（以下「本件利用停止請求」という。）を行った。

「〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇届」

2 実施機関の決定

令和5年3月3日、実施機関は、本件利用停止請求について、条例第39条第1項各号に定める保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）の要件のいずれにも該当しないと理由により、本件処分を行った。

3 審査請求

令和5年3月9日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法第2条の規定に基づき、審査請求を行った。

第3 審査請求の趣旨

本件処分の取消しを求めるものである。

第4 審査請求人の主張要旨

審査請求人の主張は、概ね次のとおりである。

- 1 利用目的の範囲を超えて保有していることが条例第6条第2項に違反しているため、条例第39条第1項第1号に該当する事由がないとして消去しないことは不当である。
- 2 本人から個人情報を取得できるのは法令違反がない場合で、本人から違法に取得し損失を与えている。
- 3 個人情報の保護に関する法律第63条に「行政機関の長等は、違法又は不当な行為により個人情報を利用してはならない。」とあることから、保険年金課が国民健康保険法第64条第1項の「第三者（加害者）に対してする損害賠償金の徴収をすること」以外を行ったことは、国民健康保険法第64条第2項及び同法第67条の法令違反を含めれば不当な行為によるものであり消去できる。
- 4 〇〇届を消去しないことで、〇〇届を通知する義務を果たせなくし、裁判所で行う損害賠償請求権の訴訟を妨害している。

第5 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、概ね次のとおりである。

本件保有個人情報、大津市保険年金課が第三者求償事務に関する事務を遂行する目的で、本人から取得した個人情報であり、利用目的の範囲内で適正に取得、保管及び利用しているものである。また、利用目的以外の目的のために、当該保有個人情報は提供されていないため、条例第39条第1項各号に該当する事由がないことから、本件処分を行ったものである。

第6 当審査会の判断理由

1 本件利用停止請求について

本件利用停止請求は、審査請求人が、自身が届出を行った「〇〇届」の取下げを行うに当たって保険年金課に提出した「〇〇届」に記録された本人に係る保有個人情報の消去を求めるものである。

2 利用停止請求について

条例第39条第1項は、「何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる」と定めている。同項第1号は、請求することができる場合及び求めることができる措置として「第6条第2項の規定に違反して保有されているとき、第7条の規定に違反して取得されたものであるとき、又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき」又は「第12条第1項若しくは第2項若しくは第12条の2第1項若しくは第2項の規定に違反して利用されているとき、又は番号法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき」に該当すると思料するときは、「当該保有個人情報の利用の停止又は消去」を求めることができると定めている。また、同項第2号では、「第12条第1項若しくは第2項、第13条第1項又は番号法第19条の規定に違反して提供されているとき」に該当すると思料するときは、「当該保有個人情報の提供の停止」を求めることができると定めている。

そして、条例第41条は、「実施機関は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない」と定めている。

3 本件審査請求に係る争点について

実施機関は、本件利用停止請求に対して条例第39条第1項各号に定める保有個人情報の利用停止の要件のいずれにも該当しないとの理由により、本件処分を行った。

これに対して、審査請求人は、条例第39条第1項第1号に該当する事由がないとして本件保有個人情報の消去を行わないことを不服として、本件処分の取消しを求めている。

そこで、当審査会は、実施機関が本件保有個人情報の取扱いについて条例第39条第1項第1

号の規定に違反していると認められるか否かについて検討する。

4 条例第39条第1項第1号該当性について

(1) 個人情報の保有の制限（条例第6条第2項）について

「条例第6条第2項の規定に違反して保有されているとき」とは、個人情報を保有するに当たって特定した利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有している場合をいう。

本件保有個人情報を保有するに当たっては、「〇〇届」の取下げに係る意思確認の記録という利用目的の達成に必要な範囲内で本件保有個人情報を保有している旨の実施機関の説明は首肯することができ、それを覆すべき事情も認められないことから、本件保有個人情報は、実施機関において適法に保有されているものと認められる。

(2) 取得の制限（条例第7条）について

「第7条の規定に違反して取得されたものであるとき」とは、個人情報の利用目的を達成するために必要な範囲を超えて個人情報が取得されたとき、適法かつ適正な方法によらずに個人情報が取得されたとき、本人から取得すべき個人情報を本人以外から取得したとき、思想、信条などの要配慮個人情報が法令又は条例に違反して取得されたとき、直接書面に記録された本人の個人情報を取得する際に、必要な利用目的の明示が行われずに取得されたとき等をいう。

本件保有個人情報は、審査請求人が、自身が届出を行った「〇〇届」の取下げを行うに当たって保険年金課に提出した「〇〇届」に記録された本人に係る保有個人情報であり、その中には審査請求人の氏名、住所等の記載がある。

実施機関からの説明によると、本件保有個人情報の取得に当たっては、実施機関から審査請求人に対してその〇〇届の内容を説明し、審査請求人の同意を得た上で、審査請求人自らが記載して提出したものであるとのことであった。

これに対し、審査請求人は、〇〇届は〇〇届に添付したもので、偽りの届出をさせられたと主張するが、当審査会で〇〇届を確認したところ、〇〇届記載の文面上からは、審査請求人が主張するような事情は見受けられない。

したがって、本件保有個人情報は適法に取得したものであるという実施機関の説明を覆すに足りる特段の事情は認められないから、本件保有個人情報は、実施機関において適法に取得されたものと認められる。

(3) 収集等の制限（番号法第20条）について

「番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき」とは、番号法第19条で一定の場合を除き、特定個人情報の提供を原則禁止としているところ、収集等の例外としている規定に違反して、特定個人情報（他人の個人番号を含むものに限る。）が収集され、又は保管されているときをいう。

本件保有個人情報には、特定個人情報は含まれていないことから、「番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき」に該当しないものと認められる。

(4) 利用及び提供の制限（条例第12条第1項及び第2項）について

「第12条第1項若しくは第2項の規定に違反して利用されているとき」とは、目的外利用の制限等に違反して利用目的以外の目的のために個人情報が利用又は提供されているときを

いう。

本件保有個人情報に関し、利用目的以外の目的のために個人情報を利用又は提供されているかについては、実施機関の弁明書に記載のとおり、本件保有個人情報は、「〇〇届」の返却に係る本人の意思確認の目的以外には利用されておらず、また、提供もされていないと認められ、それを覆すべき事情も認められないことから、条例第12条第1項及び第2項の規定に違反することはない。

(5) 保有特定個人情報の利用の制限（条例第12条の2第1項及び第2項）について

「条例第12条の2第1項及び第2項に違反して利用されているとき」とは、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報を自ら利用しているときをいう。

本件保有個人情報には、特定個人情報は含まれていないことから、「条例第12条の2第1項及び第2項に違反して利用されているとき」に該当しないものと認められる。

(6) 特定個人情報ファイルの作成の制限（番号法第29条）について

「番号法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき」とは、番号法において個人番号を取り扱うことができる者が、一定の場合を除き、個人番号利用事務等进行处理するために必要な範囲を超えて特定個人情報ファイルを作成することを禁止しており、この規定に違反して作成された特定個人情報ファイルに記録されているときをいう。

本件保有個人情報には、特定個人情報は含まれていないことから、「番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき」に該当しないものと認められる。

以上から、条例第39条第1項第1号に該当しないものと認められる。

5 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断を左右するものではない。

6 結論

以上のことから、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第7 審査会の処理経過

審査会の処理経過は次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和5年 4月10日	諮問書の受理
令和5年 6月 8日	審議
令和5年 7月13日	実施機関の事情聴取 審議
令和5年 9月19日	審査請求人の意見陳述 審議
令和5年10月20日	審議
令和5年12月19日	答申